

富士見市国保の加入者は保養施設利用料の補助が受けられます

令和7年4月1日時点

富士見市国民健康保険の加入者は、各種保養施設のご利用に際し補助を受けることができます。利用する施設によって申請方法等が異なりますので、以下をご参照ください。

【宿泊施設の補助／第1種・第2種・第4種】

補助泊数：[第1種・第2種]加入者お一人様につき年度内2泊まで
[第4種]泊数制限なし

補助金額：[第1種・第2種]協定宿泊料金から1泊につき大人2,000円、小人1,000円
[第4種]協定宿泊料金から1泊につき大人・小人ともに500円
(時期により宿泊料金が異なります。詳しくは施設にお尋ねください)

注意点：旅行会社を仲介したツアーパック等での宿泊は、補助対象外となります。

第1種／埼玉県国保連合会の契約保養施設

対象施設：埼玉県国保連合会契約の宿泊施設
(保険年金課で対象施設の一覧を配布しています)

申請方法：①契約保養施設に直接連絡し、宿泊の予約をする。

(予約の際は「**埼玉県国保連合会契約保養施設での宿泊利用**」とお伝えください)

②保険証等富士見市国民健康保険加入中であることが確認できるものを持参のうえ保険年金課で申請し、宿泊利用券・助成券を受け取る。

③宿泊利用券・助成券を宿泊施設に提出する。

第2種／公営国民宿舎

申請方法：①施設（公営国民宿舎）に宿泊する。

②保険年金課にて、補助金の交付申請をする。

(持ち物／宿泊した領収書・保険証等富士見市国民健康保険加入中であることが確認できるもの・預金通帳・印鑑)

③申請から約1か月後、指定口座に補助金額をお振込みします。

注意点：年度内に宿泊した補助金の申請は、次年度の4月末日までにお願いします。

第4種／熱海市観光協会加盟宿泊施設

対象施設：熱海市観光協会加盟の宿泊施設(保険年金課で対象施設の一覧を配布しています)

申請方法：①保険証等富士見市国民健康保険加入中であることが確認できるものを持参のうえ保険年金課で申請し、宿泊利用券を受け取る。

②宿泊利用券を宿泊施設に提示する。

【入浴施設の補助／第3種】

補助回数：加入者お一人様につき年度内3回まで

補助金額：協定料金から1回につき大人、小人（小学生）ともに300円

申請方法：①保険証等富士見市国民健康保険加入中であることが確認できるものを持参のうえ保険年金課で申請し、利用・補助券を受け取る。

②利用・補助券を入浴施設に提示する。

補助対象施設一覧：

施設名	種類	区分	一般料金	協定料金	
川越湯遊ランド 電話 049-226-2641	温泉	大人	終日	2,100円	1,700円
		小人	終日	1,050円	850円
真名井の湯 大井店 電話 049-267-2641	温泉	大人	平日（土日祝）	800円（900円）	
			22時～（土日祝）	680円（780円）	
	小人	終日	380円		
	温泉 岩盤浴	大人	平日（土日祝）	1,110円（1,210円）	
埼玉スポーツセンター 天然温泉 電話 04-2946-4126	温泉	大人	平日（土日祝）	800円（900円）	
		小人	平日（土日祝）	420円（420円）	
ゆとりの郷 にいざ温泉 電話 048-479-4126	温泉	大人	平日（土日祝）	820円（920円）	
		小人	平日（土日祝）	420円（420円）	
小江戸はつかり温泉 電話 049-230-4126	温泉	大人	平日（土日祝）	900円（1,000円）	
			平日（土日祝） 8時～9時、22時～ 上記時間帯に入場の場合	800円（900円）	
		小人	終日	450円	

注意点：利用・補助券につきましては、他のサービス券との併用はできません。

紛失、盗難、破損いかなる場合でも再発行はできません。

料金は各施設での料金改定等により、変更となる場合があります。

保養施設の補助を受けるためには、納期到来分の国保税を完納している必要があります。

※市役所以外で納めた場合、市が確認できるまで日数がかかります。約3週間以内にご申請する場合は納付済みの領収書をご持参ください。